

山口県報

平成20年
11月28日
(金曜日)

目 次

規則

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(情報企画課)……………一

山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則の一部を改正する規則(教育政策課)……………二

教委規則

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………二

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則……………三

山口県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則人委規則……………六

公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則……………六

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………七

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………七

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………八

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………八

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………八

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………八

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則……………八

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………九

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………九

職員の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則……………九

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………九

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………九

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………〇



産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………〇

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則……………〇

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………一

公安委規則……………一

山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………一

公安委規程……………一

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………一

企業管理規程……………一

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………二

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十二号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年山口県規則第三百十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第八条」の下に「同条例」を、「規定を」の下に「同条例」を、「場合及び」の下に「同条例」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(条例第三条第一項の規則で定める保存に関する経過措置)

2 条例第三条第一項の規則で定める保存は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第九十五条に規定する監督が行われる間、第一条に規定するもののほか、同法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則(平成二十年山口県規則第八十一号)による廃止前の公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和

四十七年山口県規則第二十一号) 第十一条第一項の規定に基づく保存とする。
別表第一公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十七年山口県規則第二十一号)の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第八十三号

山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則(昭和六十年山口県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「日本育英会、財団法人山口県奨学会」を「独立行政法人日本学生支援機構、財団法人山口県ひつくり財団(昭和四十二年四月三日に財団法人山口県教育財団という名称で設立された法人をいう。)(」に改める。

別記第一号様式中

「日本育英会」

を「独立行政法人日本学生支援機構」

に、

「山口県奨学会」

を

「財団法人山口県奨学会」

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。



民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十二号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年山口県教育委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第二條 削除

第三条に見出しとして「(電磁的記録による保存)」を付する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(条例第三条第一項の規則で定める保存に関する経過措置)

2 条例第三条第一項の規則で定める保存は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第九十五条に規定する監督が行われる間、同法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる山口県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則(平成二十年山口県教育委員会規則第二十五号)による廃止前の山口県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十七年山口県教育委員会規則第六号)第十一条第一項の規定に基づく保存とする。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十三号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会

規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第六項及び第十六条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第二十四号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和二十七年山口県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第六号様式までを次のように改める。

別記
第一号様式(第2条関係)

博 物 館 登 録 原 簿

項 目	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年 月 日 記 呼 番 号	年 月 日 号	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
設置者及び 名称及び 住所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式 (第3条関係)

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

山口県教育委員会 様

郵便番号

申請者 住所

名 称

(電話 局 番)

①

下記のとおり博物館に係る登録を受けたいので、博物館法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所	
名 称	
所 在 地	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式 (第3条関係)

博 物 館 資 料 目 録

名 称
所 在 地

博物館資料の種類	博物館資料の種類及び数量
自然科学に関する博物館資料	
人文科学に関する博物館資料	

注 内訳を詳細に記載したものを別に添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式 (第3条関係)

職 員 名 簿
名 称 所 在 地

氏 名	種 別	最終卒業 学校名	博物館職員 勤務年数	担 当 職 務	備 考

注 「種別」欄には、館長、学芸員、学芸員補、事務職員等の別を記入し、学芸員については、自然科学又は人文科学の別を明らかにすること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式 (第5条関係)

博物館登録事項変更届
山口県教育委員会 様
年 月 日

郵便番号
届出者 住所
名 称 (電話 局 番)
(印)

下記のとおり博物館に係る登録事項等に変更があつたので、博物館法第13条第1項の規定により届け出ます。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
	変更の内容	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式(第6条関係)

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

山口県教育委員会 様

郵便番号
届出者 住所
名 称
(電話 局 番)

下記のとおり博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

記

名 称	
所 在 地	
登 録 記 号 番 号	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 処 置	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

山口県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十五号

山口県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

山口県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十七年山口県教育委員会規則第六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。



公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十八号

公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣に関する規則(平成十四年山口県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣に関する規則

第一条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「基づき、公益法人等」を「基づき、公益的法人等」に改める。

第二条第一項第五号から第十九号までを次のように改める。

五 社団法人山口県観光連盟(平成四年六月一日に社団法人山口県観光連盟という名称で設立された法人をいう。)

六 社団法人山口県栽培漁業公社(昭和三十七年十月一日に社団法人山口県漁村振興協議会という名称で設立された法人をいう。)

七 社団法人山口県物産協会(平成元年十二月二十七日に社団法人山口県物産協会という名称で設立された法人をいう。)

八 財団法人ダム技術センター(昭和五十七年九月二十四日に財団法人ダム技術センターという名称で設立された法人をいう。)

九 財団法人山口県健康福祉財団(昭和四十六年五月十七日に財団法人山口県民間社会福祉施設職員共済財団という名称で設立された法人をいう。)

十 財団法人山口県建設技術センター(平成七年四月一日に財団法人山口県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。)

十一 財団法人山口県国際交流協会(平成二年一月二十五日に財団法人山口県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)

十二 財団法人山口県国際総合センター(昭和三十七年四月三十日に財団法人山口県貿易センターという名称で設立された法人をいう。)

十三 財団法人山口県体育協会(昭和四十七年七月三日に財団法人山口県体育協会という名称で設立された法人をいう。)

十四 財団法人山口県ニューメディア推進財団(昭和六十二年二月二十七日に財団法人山口県ニューメディア推進財団という名称で設立された法人をいう。)

十五 財団法人山口県ひとづくり財団(昭和四十二年四月三日に財団法人山口県教育財団という名称で設立された法人をいう。)

十六 財団法人山口県文化振興財団(平成五年三月三十一日に財団法人山口県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。)

十七 財団法人やまない花のまちづくり振興財団(平成十七年六月十三日に財団法人やまない花のまちづくり振興財団という名称で設立された法人をいう。)

十八 財団法人やまぐち産業振興財団(昭和五十八年十月一日に財団法人山口県産業技術開発機構という名称で設立された法人をいう。)

十九 財団法人やまぐち農林振興公社(昭和四十一年五月一日に財団法人山口県林業公社という名称で設立された法人をいう。)

第二十条第二項第一号を次のように改める。
一 財団法人建築行政情報センター(平成四年三月三十一日に財団法人建築行政情報センターという名称で設立された法人をいう。)

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十九号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十二号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十三号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項第三号及び第十条の四第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十四号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十五号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」

を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第三条第三号水中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第五条の二中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第五条の四第一項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条第二項中「及び学校職員給与条例第十八条第五項」を削る。

第六条第二項第三号、第八条第五号、第十二条第二項第五号、第七号、第九号及び第十一号並びに同条第三項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十七号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十八号

職員の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正）

第一条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第八号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

（職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山口県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十九号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員は、勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「職員が」の下に「裁判員、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

職員は、育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四十号

職員は、育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員は、育児休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号及び同条第二項第一号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「財団法人山口県ひとつくり財団」の下に「昭和四十二

年四月三日に財団法人山口県教育財団という名称で設立された法人をいう。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四十二号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四十三号

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当に関する規則（昭和三十五年山口県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四十四号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「学校職員が」の下に「裁判員、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十一号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式の七の表中

1 株式会社 その他（	2 有限会社	3 財団法人	4 社団法人 ）
----------------	--------	--------	-------------

を

1 株式会社 その他（	2 一般社団法人	3 一般財団法人 ）
----------------	----------	---------------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第八号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の表を次のように改める。

40 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第83号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第13条、第15条第2項第1号	インターネット異性紹介事業者に対する指示
第15条第1項 〔運用〕 第15条第3項	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理
第17条第1項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理
第17条第2項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理
第20条	インターネット異性紹介事業者に関する情報の提供

別表第二中三十四の表を三十五の表とし、十八の表から三十三の表までを一表として繰り上げ、十七の表の次に次の一表を加える。

18 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第7条第1項	インターネット異性紹介事業の届出の受理
第7条第2項	インターネット異性紹介事業の廃止又は変更の届出の受理
第6条	報告又は資料の徴収

附 則

この規程は、平成二十年十二月一日から施行する。



山口県企業管理規程第七号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「職員が」の下に「裁判員、」を加える。

附 則

この管理規程は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

平成二十年十一月二十八日印刷
発行所

山口県知事

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）